

議案第4号

二宮町部設置条例の一部を別紙のように改正する。

令和4年2月18日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

公共施設の再配置や自治体デジタル化の推進といった、高度化かつ複雑化する社会課題に対応する組織改編を行うに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

## 二宮町部設置条例の一部を改正する条例

二宮町部設置条例（平成元年二宮町条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

（設置）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。

政策部

総務部

健康福祉部

都市部

（事務分掌）

第2条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。

政策部

- （1）重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- （2）町民活動の促進に関すること。
- （3）広報、広聴及び統計に関すること。
- （4）財政に関すること。
- （5）契約、検査等に関すること。
- （6）財産に関すること。
- （7）公共施設の再編に関すること。

総務部

- （1）議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。
- （2）職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。
- （3）文書及び法制に関すること。
- （4）戸籍及び住民記録に関すること。
- （5）税務に関すること。
- （6）生活安全に関すること。
- （7）防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。
- （8）情報システム及びデジタル化に関すること。

## 健康福祉部

- (1) 国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険及び国民年金に関すること。
- (2) 社会福祉に関すること。
- (3) 健康づくりに関すること。
- (4) 保健及び予防に関すること。
- (5) 高齢福祉に関すること。
- (6) 子育て支援に関すること。

## 都市部

- (1) 生活環境に関すること。
- (2) 廃棄物処理に関すること。
- (3) 農林、水産及び畜産業に関すること。
- (4) 商工業及び観光に関すること。
- (5) 道路その他一般土木に関すること。
- (6) 都市計画に関すること。
- (7) 下水道に関すること。
- (8) 公園及び緑地に関すること。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
(二宮町総合計画審議会条例の一部改正)
- 2 二宮町総合計画審議会条例（平成8年二宮町条例第1号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「政策総務部」を「政策部」に改める。  
(二宮町政策評価委員会条例の一部改正)
- 3 二宮町政策評価委員会条例（平成31年二宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第8条中「政策総務部」を「政策部」に改める。  
(二宮町議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部改正)
- 4 二宮町議員報酬及び特別職給料審議会条例（昭和40年二宮町条例第8号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「政策総務部」を「総務部」に改める。

(議案 4 号) 二宮町部設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 <u>政策部</u> <u>総務部</u> 健康福祉部 都市部</p> <p>(事務分掌) 第 2 条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>政策部</u> (1) <u>重要施策の企画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>町民活動の促進に関すること。</u> (3) <u>広報、広聴及び統計に関すること。</u> (4) <u>財政に関すること。</u> (5) <u>契約、検査等に関すること。</u> (6) <u>財産に関すること。</u> (7) <u>公共施設の再編に関すること。</u></p> <p><u>総務部</u> (1) <u>議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。</u> (2) <u>職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。</u> (3) <u>文書及び法制に関すること。</u> (4) <u>戸籍及び住民記録に関すること。</u> (5) <u>税務に関すること。</u> (6) <u>生活安全に関すること。</u> (7) <u>防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。</u> (8) <u>情報システム及びデジタル化に関すること。</u></p> <p>健康福祉部 (略)  都市部 (略)</p>	<p>(設置) 第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、町長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設ける。 <u>政策総務部</u> 健康福祉部 都市部</p> <p>(事務分掌) 第 2 条 前条の規定による部の事務分掌は、おおむね次のとおりとする。 <u>政策総務部</u> (1) <u>重要施策の企画及び総合調整に関すること。</u> (2) <u>町民活動の促進に関すること。</u> (3) <u>広報、広聴及び統計に関すること。</u> (4) <u>生活安全に関すること。</u> (5) <u>財政に関すること。</u> (6) <u>契約、検査等に関すること。</u> (7) <u>財産に関すること。</u> (8) <u>議会及び行政委員会の連絡調整に関すること。</u> (9) <u>職員の人事、給与、研修及び福利厚生に関すること。</u> (10) <u>文書、情報化及び法制に関すること。</u> (11) <u>戸籍及び住民記録に関すること。</u> (12) <u>税務に関すること。</u> (13) <u>防災、防犯、交通安全及び危機管理に関すること。</u></p> <p>健康福祉部 (略)  都市部 (略)</p>

(議案 4 号) 二宮町総合計画審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>政策部</u> 企画政策課において処理する。	(庶務) 第 8 条 審議会の庶務は、 <u>政策総務部</u> 企画政策課において処理する。

(議案 4 号) 二宮町政策評価委員会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>政策部</u> 企画政策課において処理する。	(庶務) 第 8 条 委員会の庶務は、 <u>政策総務部</u> 企画政策課において処理する。

(議案 4 号) 二宮町議員報酬及び特別職給料審議会条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
(庶務) 第 6 条 審議会の庶務は、 <u>総務部</u> 総務課において処理する。	(庶務) 第 6 条 審議会の庶務は、 <u>政策総務部</u> 総務課において処理する。